

※ 認定電気通信事業者（電気通信事業法第117条第1項）が農地（田、畑、樹園地）や採草放牧地に中継施設等を設置する場合には、農地法に規定する農地転用の許可を要しませんが、農業上の土地利用との調整を行う必要がありますので、下記により調整を行ってください。

認定電気通信事業に供する中継施設等の設置に伴う農地転用に係る 事前調整のための提出書類の作成上の留意事項

◇事業計画書

- ・ 事業計画書の日付は、申出書の日付と同日にしてください。
- ・ 「2 事業の目的」の当該地を選定した理由は、**地理的条件、電波伝送等技術的条件や設置・維持管理面、他の農地の影響**も含め適地であることを記載してください。
- ・ 「4 計画地の概要」の恒久転用の欄には中継施設等設置に供する部分の面積を、また、一時転用の欄には設置工事に伴い進入路等として一時的に利用するため転用し、工事終了後農地に復元の上、耕作の目的に供される部分の面積を記載してください。
- ・ 「農業振興地域整備計画との関係」で農用地域域内に該当した場合は、必要な手続きを農政担当部署に確認してください。
- ・ 「5 計画に関係する農業関係公共事業」は、計画地が土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある農地の場合は、関係部署に確認の上必要な事項を記載してください。

◇その他の添付書類

- ・ 事業計画図には、該当農地一筆の筆界を示し、基地局の位置及び範囲を縮尺に従って示してください。一時転用がある場合、その内容を示す事業計画図と求積図も添付してください。
- ・ 転用事業の同意者又は契約者が土地の登記事項証明書記載の所有者と異なる場合は、その事情を別紙で示してください。
- ・ 復代理人選任の権限も委任されている場合は、必要な委任状を添付してください。

◇提出部数

正本1部、写し1部

◇処理期間の目安

3週間程度（場合によっては、現地調査をすることがあり、処理期間が延びることがあります。）

認定電気通信事業に供する中継施設等設置に関する農地転用に係る
事前調整申出書添付書類チェックリスト

添 付 書 類	チェック欄
事業計画書	
法人の登記事項証明書	
認定電気通信事業者であることを証する書面	—
電気通信事業の登録について（通知）の写し	
全部認定証の写し	
土地の登記事項証明書	
公図の写し	
位置図	—
広域図（1／25，000前後のもの）	
詳細図（住宅地図程度）	
事業計画図 （一時転用がある場合は、その部分が記載されていること。）	
求積図（一時転用がある場合は、その分も必要。）	
土地所有者の同意書又は契約書の写し	
委任状	

事前調整申出書

令和 年 月 日

京都府知事 様

申出者

所在地

名称

代表者

農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による認定電気通信事業に供する中継施設等を設置したいので、昭和60年12月9日付け60構改B第1685号農林水産事務次官依命通達、昭和60年11月14日付け郵電業第121号郵政省電気通信局長通知に基づき、農地転用に係る事前調整について下記の書類を添付し申し出ます。

記

関係書類

- ・ 事業計画書
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 認定電気通信事業者であることを証する書面
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ 公図の写し
- ・ 位置図
- ・ 事業計画図
- ・ 求積図
- ・ 土地所有者の同意書（又は契約書の写し）
- ・ 委任状

事業計画書

令和 年 月 日

認定電気通信事業者名_____

1 事業の名称

2 事業の目的

- (1) 要 旨
- (2) 当該地を選定した理由

3 事業計画の概要

- (1) 施設の種類、数量
- (2) 予定工期 事前調整完了後から令和 年 月 日まで

4 計画地の概要

- (1) 所 在
- (2) 所 有 者
- (3) 公簿面積
- (4) 転用面積（以下のとおり。単位：㎡）

	田	畑	その他	合計
恒久転用				
一時転用				

- (5) 農業振興地域整備計画との関係
・農用地区域内 ・農用地区域外

5 計画に関係する農業関係公共事業

- (1) 事業主体
- (2) 施工面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施工の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他（開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日）

6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

事業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

認定電気通信事業者名 〇〇〇〇〇株式会社

1 事業の名称 **〇〇基地局新設工事**

2 事業の目的 **※別紙可**

(1) 要旨

〇〇周辺におきましては、山間地域や地形上の制約を受ける地域であり、携帯電話の電波状況が弱電波又は不通話区域があり、その解消を図る。

(2) 当該地を選定した理由

- ・必要最小限の施設により、十分な通話エリアが確保できる位置である。
- ・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 事業計画の概要

(1) 施設の種類、数量

携帯電話アンテナ基地局 1基

(内訳) 無線装置1台、電源装置1台、地上〇mコンクリート柱1本、〇〇〇〇〇

(2) 予定工期 **事前調整完了後から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで**

4 計画地の概要

(1) 所在 **京都府南丹市園部町△△〇〇番地**

(2) 所有者 **南丹 振一**

(3) 公簿面積 **621㎡**

(4) 転用面積 (以下のとおり。単位：㎡)

	田	畑	その他	合計
恒久転用	1.44			1.44
一時転用	30.56			30.56

(5) 農業振興地域整備計画との関係

- ・**農用地区域内**
- ・農用地区域外

5 計画に係る農業関係公共事業 **※該当しない場合は、それぞれに「なし」と記載。**

(1) 事業主体 **京都府**

(2) 施工面積 **147.1ha**

(3) 事業の種類 **府営土地改良事業(〇〇地区)**

(4) 施工の時期 **平成10年2月～15年3月**

(5) 計画地に関する面積 **32.00㎡ (注：転用面積の総計を記入)**

(6) 計画地に関する施設の種類、数量 **隣接する施設なし(例：農道、水路)**

(7) その他(開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日) **なし**

6 調整措置

(1) 農業施設との調整措置 **特になし**

(2) 受益面積減による調整措置 **土地賃貸借契約締結**

(3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置 **特になし**

(4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置 特になし